

令和元年

第2回市議会定例会 議案第8号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「大学または」を「大学（短期大学を除く。）または」に、「の学部で」を「において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、心理療  
法担当職員の資格に関する規定を整備するため